資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二百万円、利益準備金の額を二千五百五十万円減少し、それぞれ九千万円、二千二百五十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年十一月一日であり、株主総会の決議は、平成二十八年九月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年四月二十二日

掲載頁　四十八頁（号外第九四号）

平成二十八年九月二十一日

福岡県大牟田市古町一番地の一

株式会社エヌシーみいけ

代表取締役　西田　晃

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年十月七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年九月二十一日

千葉県千葉市中央区中央二丁目五番一号千葉中央ツインビル二号館一〇階

株式会社スリーエス

代表取締役　前原　東二

代表取締役　鎌倉　康子

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年十月十二日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年九月二十一日

東京都千代田区一番町四丁目六番

株式会社トレードワークス

代表取締役　浅見　勝弘

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年十月六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年九月二十一日

鹿児島県姶良市西餅田一一九一番地三

プリントネット株式会社

代表取締役　小田原洋一

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年十月六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年九月二十一日

沖縄県那覇市久茂地一丁目七番一号琉球リース総合ビル二階

株式会社Create Accounting Value

代表取締役　久保憂希也

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年九月二十一日

東京都千代田区一番町一〇番地二　一番町Mビル

株式会社アルファテック・パシフィック

代表取締役　浅井　光男

社債権者集会招集公告

左記のとおり大日本企業株式会社発行の大日本企業株式会社第一回無担保社債（株式会社三井住友銀行保証付および適格機関投資家限定）（以下「第一回社債」という。）の社債権者集会（以下「第一回社債権者集会」という。）及び大日本企業株式会社第二回無担保社債（株式会社三井住友銀行保証付および適格機関投資家限定）（以下「第二回社債」という。）の社債権者集会（以下「第二回社債権者集会」という。）を開催いたしますので公告いたします。

各社債権者様におかれましては、当日ご出席願えない場合、お手数ですが「議決権の行使についての参考書類」をご検討いただき、「議決権行使書面」に賛否をご記入し、ご押印の上、平成二十八年十月六日（木曜日）午前十時まで（必着）に当社までご返送くださいますようお願い申し上げます。

記

第一回社債権者集会

一　日時　平成二十八年十月十二日（水曜日）午前十時

二　場所　東京都中央区銀座八丁目四番九号大日本企業株式会社会議室

三　社債権者集会の目的である事項

付議事項　議案　第一回社債の発行会社としての一切の地位並びに権利及び義務の承継の件

右記議案の内容等は「議決権の行使についての参考書類」に記載のとおりです。

第二回社債権者集会

一　日時　平成二十八年十月十二日（水曜日）午前十一時

二　場所　東京都中央区銀座八丁目四番九号大日本企業株式会社会議室

三　社債権者集会の目的である事項

付議事項　議案　第二回社債の発行会社としての一切の地位並びに権利及び義務の承継の件

右記議案の内容等は「議決権の行使についての参考書類」に記載のとおりです。

平成二十八年九月二十一日

東京都中央区銀座八丁目四番九号

大日本企業株式会社

代表取締役　木村　透

限定承認公告

本籍千葉県千葉市花見川区花園町三六番地八、最後の住所千葉市花見川区花園一丁目二番一六号日栄荘B号

被相続人　亡　竹内　政子

右被相続人は平成二十八年六月二十七日死亡し、その相続人は平成二十八年九月九日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十一日

千葉市緑区あすみが丘東二丁目四番地二一

相続財産管理人　竹内　健一

限定承認公告

本籍名古屋市港区当知三丁目三八〇一番地、最後の住所名古屋市中川区富田町大字千音寺字一本松二二六四ＡＢ一本松一Ｂ

被相続人　亡　谷口　進

右被相続人は平成二十七年二月十九日死亡し、その相続人は平成二十八年九月十二日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十一日

岐阜県瑞穂市野田新田四一六〇番地五

限定承認者　谷口　正

限定承認公告

本籍福井県福井市宝永三丁目二〇〇二番地、最後の住所静岡県三島市安久二六〇番地の三

被相続人　亡　北島　静子

右被相続人は平成二十八年五月十三日死亡し、その相続人は平成二十八年九月十三日静岡家庭裁判所沼津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十一日

静岡県三島市安久二六〇番地の三

限定承認者　北島　房重

出資一口の金額の減少公告

当組合は、出資一口の金額三十万円を三万円に減少することにいたしました。

この減少に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年九月二十一日

福島県郡山市富田町諏訪前字七番地の八

ＡＳＥＡＮ技術支援事業協同組合

代表理事　伊藤　宏子

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　九月二十一日付第二〇八号　八月一日付衆会第一号㈠一二ページ
六四ページ●同日付政府調達第一七八号七二ページ●同㈡二ページ
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）